

モニタリングにおける評価基準

- | | |
|---------------|---|
| S（秀） | 協定書等の基準を遵守し、その水準を十分に達成し、非常に優れた成果を修めた。（96点～100点） |
| A（優） | 協定書等の基準を遵守し、その水準を十分に達成した。
（90点～95点） |
| B（標準） | 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。
（70点～89点） |
| C（課題含） | 協定書等の基準を概ね遵守しているが、内容の一部に課題がある。
（60点～69点） |
| D（要改善） | 協定書等の基準が遵守されておらず、改善が必要な内容である。
（59点以下） |